

# 国民健康保険税の税率が改正されました

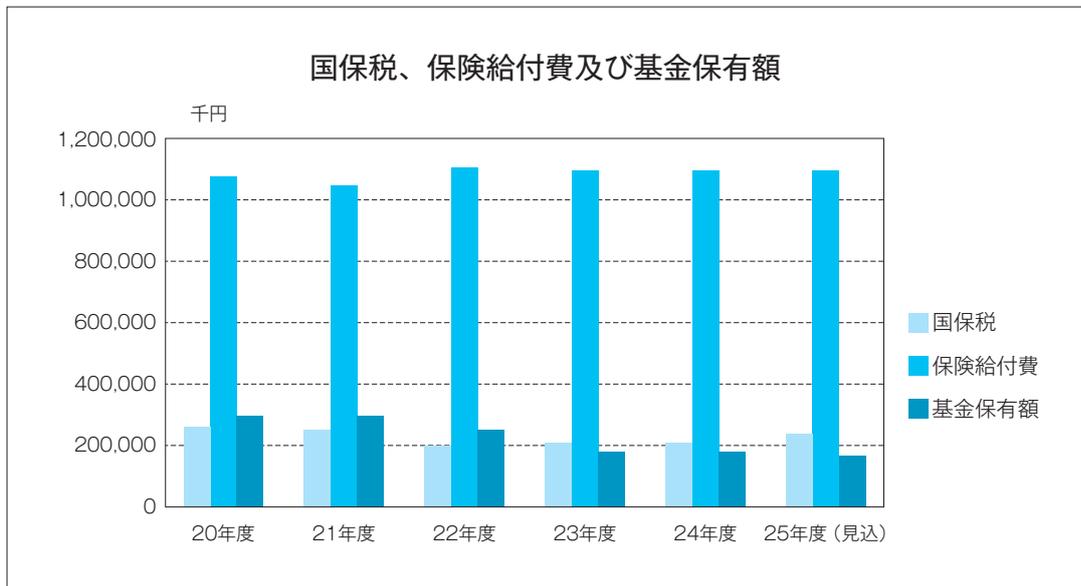
国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者が保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。本町の国民健康保険財政は、高齢化の進行や景気の低迷による保険税の収入の減少や、高度な診療等による医療費の増加等のため、非常に厳しい状況となっております。

これまで、できる限り被保険者の皆さんの国保税の負担を抑えるため、基金を取り崩して税率を低く抑え運営を維持してきました。

しかし、基金も年々取り崩し底をつくと見込まれ、一般会計からの繰入等が想定されるなど、町財政に大きな影響が出ると予想されます。(一般会計からの繰入金に依存することとは、国民健康保険に加入していない人に対して、公平性を欠くことにもなります。)

このような国保財政の危機的な状況を踏まえて、将来の安定的な運営のため、平成25年度から下表のとおり税率を改定することになりました。

加入者の皆さんにはご理解とご協力をお願いします。



平成25年度 鏡野町国民健康保険税 税率及び税額

	医療保険分	後期高齢者支援分	介護納付金分
所得割 {(前年中の総所得金額-33万円) ×}	7.7% (6.1%)	2.9% (2.0%)	1.9% (1.5%)
平等割額 {1世帯当たり}	15,500円 (15,500円)	5,500円 (4,500円)	3,800円 (3,000円)
均等割額 {加入者1人当たり}	20,400円 (19,500円)	7,700円 (6,500円)	7,400円 (6,000円)
限度額	510,000円 (変更なし)	140,000円 (変更なし)	120,000円 (変更なし)

※( )内は改正前です。